平成２６年（フ）第１８６号
群馬県安中市中秋間1373番地１
債務者　久保加津弘
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２５６号
埼玉県羽生市中央４丁目８番10号　アヴェニールイズミ101号
債務者　森江　暁謙
１　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４７号
千葉市花見川区花見川１番12棟404号
債務者　伊東　　恵
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３０号
京都市右京区梅津北浦町１番地１　メゾンこやま南棟302号、前住所京都市中京区壬生淵田町12番地　レジデンスオークラＢ401
債務者　牧野　茂樹
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０４号
京都市右京区梅津堤下町42番地　第３コーポ北村101
債務者　河道武こと　河　　勇徳
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９２号
京都市東山区一橋宮ノ内町１番地２　ポーシェ鴨川202号室
債務者　畑中　忠幸
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０２号
京都府長岡京市滝ノ町２丁目11―４　長岡京シティハイツ206、住民票上の住所京都府亀岡市曽我部町西条下檀ノ上29番地
債務者　原田　広巳
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３４号
京都市右京区太秦安井東裏町17番地５　藤原マンション302、前住所京都市右京区太秦安井二条裏町12番地６
債務者　木村　幸恵
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３５号
京都市南区吉祥院前河原町５　エスポワールブリイエ102、住民票上の住所京都市南区吉祥院九条町42番地
債務者　岡崎　光浩
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１０号
京都市伏見区竹田流池町118番地27
債務者　東大門こと工藤実紗こと　李　　京淑
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１１号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地10棟409号
債務者　松田美佐子
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６５７号
堺市北区中百舌鳥町２丁16番地
債務者　上司久美子
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８７号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目９番19号
債務者　加藤左官こと　加藤　光男
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３６号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目５番２号108
債務者　大原　　忍
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７４３号
堺市南区晴美台４丁１番１―301号
債務者　鬼島　　隆
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地14棟404号
債務者　岩元　郁子
１　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第７５号
島根県出雲市渡橋町351番地３レオネクストララせいゆう112
債務者　藤村　弥生
１　決定年月日時　平成26年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
松江地方裁判所出雲支部